

令和7年度(令和6年分) 市・県民税、所得税の申告は2/17(月)～3/17(月)

申告が必要な方(1つでも当てはまれば申告が必要となります)

① 営業・農業・その他の事業を営む方 地代・家賃収入のある方

② 給与所得者で次のような方

- ◆ 給与の年収が2千万円を超える方
- ◆ 他に営業・農業・不動産所得・配当などの所得がある方
- ◆ 複数から給与支払を受け、年末調整で合算していない方
- ◆ 中途退職や短期雇用などで年末調整されていない方
- ◆ 医療費・住宅借入金・寄附金などの控除を受ける方
- ◆ 源泉徴収票の内容や金額に変更が生じた方

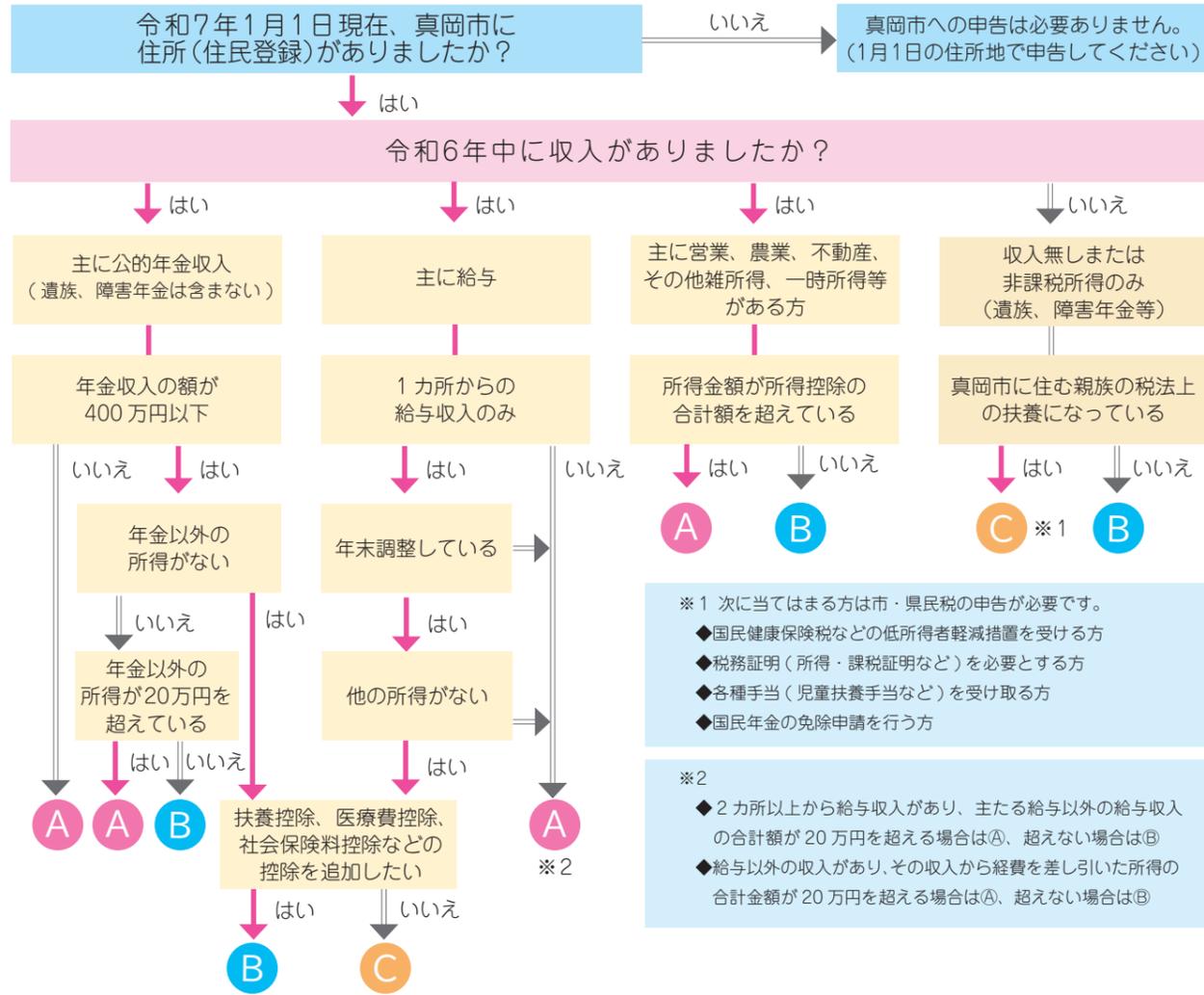
③ 公的年金所得者で次のような方

- ◆ 公的年金以外に所得がある方
- ◆ 医療費・扶養などの控除を受けようとする方

④ 生命保険金や満期返戻等を受け取った方



市・県民税、所得税の申告が必要かチェック!



判定結果 このフローチャートは目安です。内容によって申請方法が異なる場合があります。

A	所得税の確定申告が必要です。(還付される場合を除く)	所得税の確定申告を提出すれば、市・県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	市・県民税の申告が必要です。	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C	所得税の確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。(※1)	

申告会場および日程

【真岡会場】市役所本庁舎1階ロビー

【住所】真岡市荒町5191番地

【受付時間】8:30～11:00/13:00～16:00

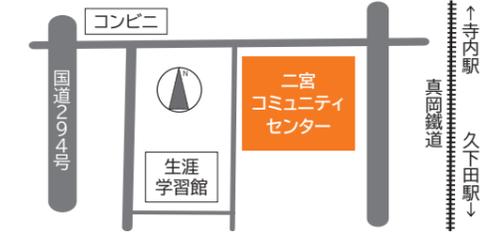
◆真岡会場出入口の開場時間は8:25、受付開始は8:30です。



【二宮会場】二宮コミュニティセンター2階

【住所】真岡市石島893番地15

【受付時間】8:30～11:00/13:00～16:00



会場・日程についての詳細は、市政こよみ・WeeklyNewsもおか・市HPをご確認ください。

◆混雑により受付終了時刻が早まる場合あり

◆指定日に申告できない場合は予備日または別日でも受付可

申告の前にご確認ください

【注意】収支内訳書や医療費控除等の明細書は自宅で作成
収支内訳書や医療費控除の明細書などが未作成の場合、申告の受付ができません。用紙は国税庁HPからダウンロードできるほか、市役所・二宮支所(各1階ロビー)、真岡税務署に設置しています。

【厳守】申告期限は3月17日(月)まで
上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、令和6年度課税(令和5年分の確定申告)から、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

【注意】次の方は税務署での申告となります
◆青色申告 ◆山林所得申告 ◆畜産に関わる申告 ◆譲渡所得(土地・建物・株式など)申告 ◆準確定申告(死亡した人の申告) ◆住宅借入金等特別控除の初回申告 ◆令和5年分以前の申告 ◆雑損控除の申告 ◆暗号資産(仮想通貨)取引による申告 ◆外国税額控除の適用を受ける申告 ◆先物取引(FX含む)、NFTに係る所得の申告 ◆申告分離課税を選択した配当所得の申告 ◆国外扶養親族の控除適用を受ける申告 ◆その他税務署での判断が必要となる申告

【推奨】スマートフォンから確定申告できます
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、インターネットで申告書の作成・提出ができます。また、マイナポータルとの連携で一部情報の自動入力ができます。
＜必要なもの＞ ◆マイナンバーカード ◆マイナンバーカード読取対応スマートフォンまたはICカードリーダーとパソコン

問・税務課市民税係 Tel 83-8113 (市・県民税について)
真岡税務署 Tel 82-2115 (所得税について)

必要書類

① 個人番号(マイナンバー) 確認書類・身元確認書類

② 昨年中(1～12月)の収入を明らかにできる書類

- ◆ 年金、給与、賃金などの源泉徴収票や給与支払証明書
- ◆ 報酬をもらっている方は支払調書
- ◆ 生命保険一時金の支払調書
- ◆ 営業・農業・不動産所得等の場合は収支内訳書

【公共用地として土地を売却し補償金を受け取られた方】

- ◆ 公共事業用資産の買取り等の証明書
- ◆ 不動産等の譲り受けの支払調書

※ただし、国・県に用地として譲渡された方は、真岡税務署での申告となります。

③ 控除を受けるものの証明書または領収書

- ◆ 社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等)の領収書
- ◆ 各種の控除証明書(一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)
- ◆ 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
 - ・ 明細書(年間の一覧表)を作成していない場合は受付不可
 - ・ 「医療費通知」を明細書に添付する場合は明細記入を省略可
 - ・ 医師等が発行した「おむつ使用証明書」などは要提出